

# 令和8年度 京都市立納所小学校「学校いじめ防止基本方針」

## Ⅰ 総則

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものである。

学校の中では、生徒指導の取組を中心として「見逃しのない観察(早期発見)」「手遅れのない対応(適切かつ迅速な手立て)」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、いじめの防止等対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 委員会名 「納所小学校いじめ防止対策委員会」と称し、毎月開催する。

(2) 構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 学年主任 担任  
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

(3) 開催時期・周知方法

毎月第一月曜日(緊急対応の場合は、この限りではない)  
学校だよりの月行事予定表に明記

(4) 委員会としての役割と取組内容

- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・基本方針に基づく取組や行動の実施と進捗状況の確認
- ・未然防止策、早期発見に向けての対策の検討
- ・いじめ事案に対する支援指導及び保護者との連携についての確認
- ・重大事案に対する判断と対応
- ・関係機関、専門機関との連携対応(学校・学級だより等による周知)

(5) 教職員の資質向上(校内研修)

- ・すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- ・「子どもの命を守る」ことを第1と考え、いじめは絶対に許されない人権侵害であるということ、子どもの発達段階に応じて指導する。
- ・常に子どもに対して、「心と目」を配り、先生に「見守られている」「見られている」ことを、子どもが意識できるようにする。
- ・いじめの早期発見・解決のため、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を行う。

- ・教職員の意思の疎通を図り、互いに「報告・連絡・相談」を心掛け、児童理解力を高める。
- ・学校と家庭・地域が情報を共有し、協力して取り組む。
- ・教職員の人権感覚を磨き、常に自分たちの、子どもに対する姿勢を見直す。
- ・自己有用感を高め、自己肯定感等の自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。
- ・「生徒指導の三機能のチェックリスト」を使って、定期的に点検を行うことで、自らの教育活動や学級経営を見直す。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止ための取組

##### ① 学習環境の整備

- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

##### ② 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進
- ・教育課程指導計画(京都市スタンダード)に基づく指導の徹底
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫
- ・少人数授業の推進
- ・自主学習の工夫
- ・多様な他者とつながる協働的な学びの推進

##### ③ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「しなやかな道徳教育」の実践
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の実施
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の時間の実施
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の時間の実施
- ・警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施

##### ④ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・児童会主催の人権集会の実施
- ・人を大切にすることをテーマにした人権月間の取組
- ・縦割り活動、町別児童集会などの異年齢集団との交流
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施

##### ⑤ 児童同士の絆づくり

- ・集団宿泊的行事を通しての仲間づくり
- ・縦割り活動を通しての豊かな人間関係づくり
- ・学校行事を通しての自主的な人間関係づくり
- ・きずな学習、総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進

##### ⑥ 児童へのはたらきかけ ～人権意識の向上、自尊感情の向上～

- ・納所タイムでの規範意識や人権に関する講話
- ・非行防止教室の実施
- ・朝の会で、人を大切にしているニュースや記事の紹介

- ・学年だよりでの担任から児童へのメッセージ
- ・TPOに合わせた名前を呼ぶことによる相手意識の向上
- ・学校のいじめ対策委員会のメンバーの紹介

⑦ 保護者の啓発

- ・人権学習、道徳の時間の授業参観の実施
- ・学校説明会での「学校いじめ防止基本方針」の説明

(2) いじめの早期発見、積極的認知のための措置

① 日常における児童に関する情報共有

- ・教職員による観察及び児童からの訴え等の情報の共有化を対策委員会で行う。

② 児童に対する定期的な調査

○ アンケートなどの実施

- ・学校評価アンケート、いじめに特化したアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期把握
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し

○ 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な個別面談・相談活動の実施
- ・教育相談期間の設定と、期間前のいじめに関するアンケートの実施による発見の強化
- ・スクールカウンセラーと養護教諭、担任、管理職の連携による教育相談

○ 相談体制の整備

- ・家庭への連絡と家庭訪問の実施による相談機会の確保
- ・定期的ないじめ防止対策委員会による情報共有と組織的な動きの構築

○ その他

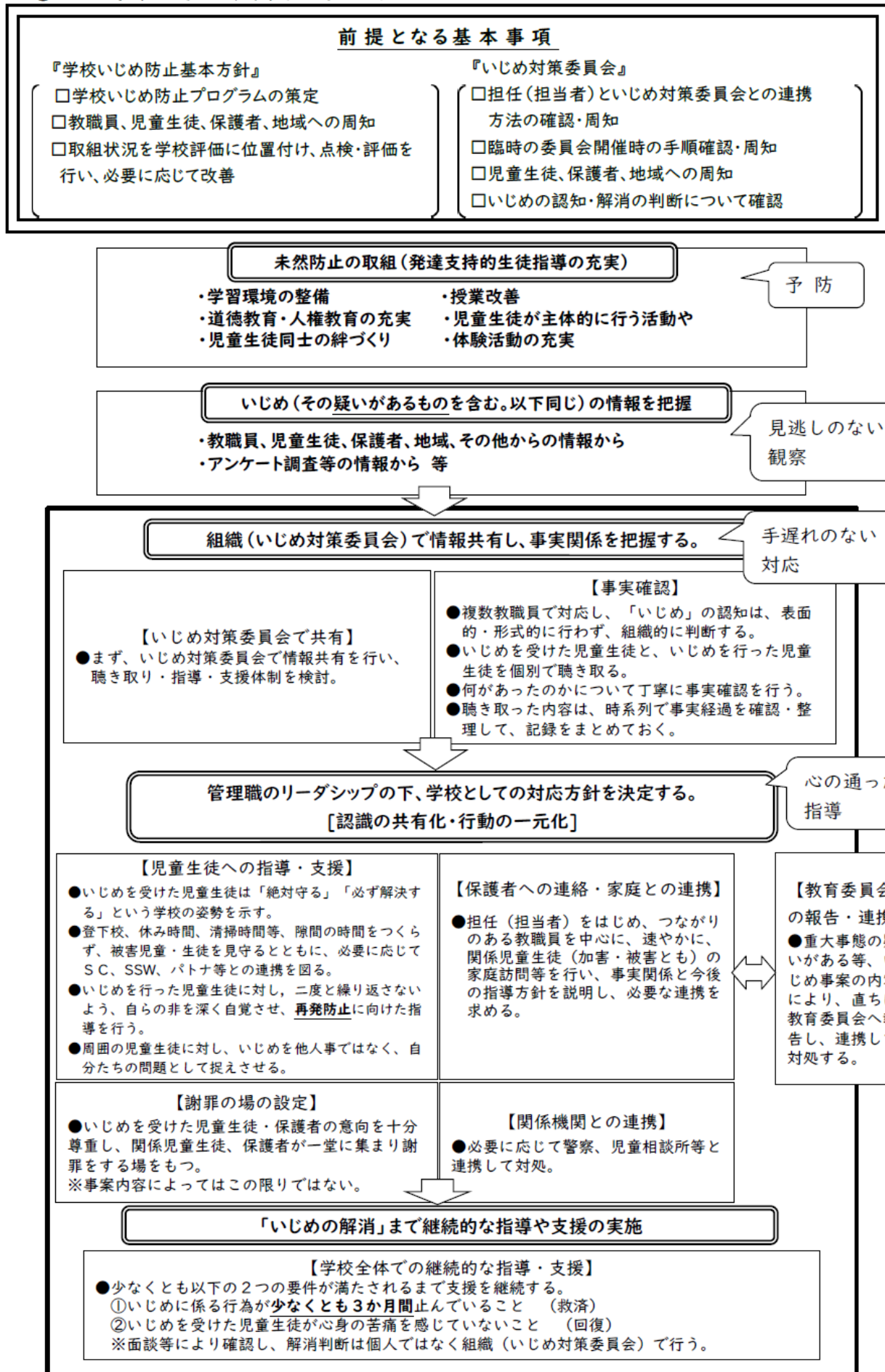
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

① 基本的な考え

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対策を検討する。その際、いじめについて、いじめを受けた児童の保護・支援やいじめを行った児童への指導、周囲の児童への指導、教育委員会をはじめとする関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応を行うとともに、いじめの解消及び再発防止に向けた取組を進める。

## ②いじめ事案に対する組織的な対応の流れ



③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化
- ・SNS（ソーシャルネットワーク）を通じて起こっている問題行動の理解
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発

④ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童への見守りを継続し、いじめを受けた児童の心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しているかを確認する。

2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめを受けた児童・いじめを行った児童の様子を含め状況注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。
- ・いじめを受けた児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組（校内研修）

① 基本的な考え方

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

② 研修の時期、内容等

○ 実施時期

4月、5月、8月、2月に生徒指導研修会を実施

○ 研修内容

- ・納所小学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る研修
- ・学級経営方針と児童理解を図る研修
- ・教職員のいじめに対する意識向上を図る研修
- ・いじめ事案に対する実践研修
- ・教職員の人権感覚を磨く研修と能力向上を図る研修

4 保護者、地域、関係機関との連携

(1) 地域、家庭との連携の推進に向けて

- ・納所小学校PTAや洛水地域生徒指導連絡協議会の連携のもと、いじめ問題に対する理解を深める地域家庭教育学級を実施する。

(2) 関係機関との連携の推進に向けて

- ・スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、京都府警察のスクールサポーターとの連携を図る。

(3) 非行防止教室の実施

- ・京都府警のスクールサポーターと連携し、「暴力」「万引き」「いじめ」に関する指導を行い、「いじめは絶対にしてはいけない。」という意識を育む。

## 5 重大事態への対処

・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告
- ・調査結果を踏まえた必要な措置
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進

### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力

## 6 いじめの防止等に関わる年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組が有機的かつ一体的に展開されるよう、下記のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信、関係機関との連携
4	いじめ防止対策委員会① 職員会議(学校いじめ防止基本方針についての共通理解) 生徒指導研修会	始業式・入学式	前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有(2~6年)	授業参観①・学級懇談会①
5	いじめ防止対策委員会② 校内研修(学級経営方針・児童理解・いじめ未然防止の取組) 生徒指導研修会	憲法月間 納所タイム・児童集会 きずな集会 非行防止教室(3・5年) いじめ対策委員会教職員紹介		憲法月間、学校だよりで啓発 学校運営協議会で説明 PTA 総会で啓発 ホームページにて学校いじめ対策委員会について発信
6	いじめ防止対策委員会③	納所タイム・児童集会 修学旅行(6年) きずな学習①	第1回いじめに関する記名式アンケートの実施 第1回クラスマネジメントシートの実施	授業参観②
7	いじめ防止対策委員会④(いじめアンケート結果分析) 学校評価の実施に向けて(いじめ防止プログラムの見直し)	納所タイム・児童集会 きずな学習②(情報モラル) 町別児童集会 終業式 個別面談・教育相談①	教育相談期間	個人懇談会 学校評価アンケートの実施
8	いじめ防止対策委員会⑤ 校内研修(学級経営・児童理解・早期発見・積極的認知について) 生徒指導研修会	始業式	いじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有	
9	いじめ防止対策委員会⑥	納所タイム・児童集会 花背山の家野外活動(5年) きずな学習③		授業参観③・懇談会(きずな)
10	いじめ防止対策委員会⑦ 学校評価の結果共有	納所タイム・児童集会・運動会		学校運営協議会で学校評価の結果報告
11	いじめ防止対策委員会⑧ 生徒指導研修会	納所タイム・児童集会 学習発表会	第2回いじめに関する記名式アンケートの実施 第2回クラスマネジメントシートの実施	
12	いじめ防止対策委員会⑨ (取組の見直し・保護者への啓発、関係機関との連携について)	人権月間・納所タイム 児童集会 きずな学習④(情報モラル) 個別面談・教育相談② 町別児童集会 終業式	教育相談期間	人権月間、学校だよりで啓発 個人懇談会 学校評価アンケートの実施
1	いじめ防止対策委員会⑩(いじめアンケート結果分析、共有)	始業式 児童集会 きずな学習⑤ 持久走記録会	いじめアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有	
2	いじめ防止対策委員会⑪ 生徒指導研修会 校内研修(学級経営・児童変容・年間反省) 学校評価の実施に向けて	納所タイム・児童集会 きずな集会		新1年入学説明会 授業参観④・学級懇談会② 学校評価の実施
3	いじめ防止対策委員会⑫ 学校評価の結果共有	納所タイム・児童集会 町別児童集会 卒業証書授与式 修了式		学校運営協議会で学校評価の結果報告

※いじめの防止等のための取組を上記のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

※記名式アンケートを行った後に、気になる児童に対して個人面談にて聞き取りを行う。

※学級や学年の状態によっては、随時無記名式アンケートも行う。

o